

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第二号中「百分の五」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）における法定利率」に改める。

附則第八項、第十四項第二号及び第十五項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止から適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。